

会議録

会議の名称	平成28年度第2回行財政改革推進委員会
開催日時	平成28年8月9日（火） 13時30分から16時00分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：横道清孝委員長 鈴木文彦委員 中村良二委員 田中巖委員 牧野美佐子委員 渡辺文子委員 事務局：飯島企画部長 古厩企画政策課長 柳沢企画部主幹 高橋企画部 主幹 直井企画政策課主査 佐野企画政策課主査 近藤企画政策 課主査 坂庭企画政策課主査 水谷企画政策課主事 説明者：飯島子育て支援課長 栗林子育て支援課係長 田中子育て支援課 主任 原島ごみ減量推進課長
欠席者	委員：原田久副委員長 伊藤俊介委員
議題	1 事務事業評価（外部評価）の実施方法について 2 事務事業評価（外部評価）事業説明（4事業） 3 西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本計画 （案）～について 4 その他連絡事項
会議資料の 名称	資料1 事務事業評価（外部評価）の実施方法について 資料2 事務事業評価シート（私立幼稚園保護者助成事業） 資料3 事務事業評価シート（類似施設保護者補助事業） 資料4 事務事業評価シート（無認可幼児施設保護者補助事業） 資料5 事務事業評価シート（生ごみ電動処理機等購入助成事業） 資料6 公共施設等マネジメント基本計画（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○発言者名： 発言内容</p> <p>《開会》</p> <p>○横道委員長： 定刻となりましたので、平成28年度第2回行財政改革推進委員会を開催いたします。</p>	

議題1 事務事業評価（外部評価）の実施方法について

○横道委員長：

それでは説明事項1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：《資料1に沿って説明》

○横道委員長：

一点確認です。本日は事業の内容について説明を受けて質問するという流れで、1事業につき25分となっていますが、子育て支援課の事業で15分となっている事業がありますが、この時間配分で進めるのでしょうか。

○事務局：

子育て支援課につきましては、最初に説明する事業については25分としますが、残りの事業については類似の事業となっていますので、説明は5分程度としております。質疑応答については、他と同様に10分程度の時間を設けています。

○田中委員：

個々の事業評価に入る前に、全般的なことを伺っておきたいのですが、一次評価は担当課の職員、二次評価は担当課長が評価しているということで良いでしょうか。

○事務局：

一次評価は、事業担当課の担当者及び課長による評価を行い、二次評価では、事業担当課とは別の課長級職員で構成する評価グループにより、客観的な視点からの評価をしています。

○田中委員：

資料の中で、その説明があった方が良くかもしれません。

また、子育て支援課の3事業について、関連した事業を一括して評価するのは望ましいやり方だと思うのですが、二次評価の記述を見ますと、保護者負担という面からは、幼稚園関連施設だけでなく、保育園との関連も考える必要があると思います。

○事務局：

今回、個人向けの補助金・負担金を対象としており、保育園の保育料については対象となっていませんが、今後、行政評価を実施する中で、保護者の負担という視点から検討させていただきます。なお、認可保育園等につきましては所得階層別に保育料が設定されており、昨年、別の審議会で審議いただき、改正を行ったところです。

議題2 事務事業評価（外部評価）事業説明（4事業）

○横道委員長：

子育て支援課関連の3事業については、1事業ごとに説明、質疑でよろしいですか。

○事務局：

はい。1事業ごとに質疑をさせていただきたいと考えております。

①私立幼稚園保護者助成事業について

○横道委員長：

私立幼稚園保護者助成事業について、所管課から事業内容の説明をお願いします。

○子育て支援課長：

《資料2、附属資料に沿って説明》

○横道委員長：

所管課の説明が終わりました。質疑に入ります。

○横道委員長：

基本的には、東京都が行っている事業に対して、市が上乗せをするという補助金ですね。

○子育て支援課長：

そのとおりです。

○中村委員：

西東京市の区分1～5が各市一覧の区分A～Eに対応するというのですが、各区分の対象基準についても同一という理解でよろしいですか。

○子育て支援課長：

対象基準は、東京都の基準で各市一律です。

○鈴木委員：

評価指標について、補助金交付延べ人数実績値がH25年は36,395人とありますが、単純に12で割った人数がおおよその補助対象人数ということで良いでしょうか

○子育て支援課長：

途中入園、途中退園される方もいますので正確ではありませんが、概ね、そのようになります。

○鈴木委員：

もうひとつの指標となっている市単独補助延べ人数は、補助金交付延べ人数の内数ですか。

○子育て支援課長：

補助金交付延べ人数は、補助金を交付した方、全体の延べ人数です。市単独補助延べ人数は、区分でいうと5区分に該当する方で、東京都の補助が無く、市が単独で補助を

行っている対象者の延べ人数で、補助金交付人数の内数です。

○横道委員長：

5区分が結構多いですね。

○子育て支援課長：

平成 27 年度実績で一番多いのは3区分となります。概数ですが、1区分が 200 人、2区分が 200 人、3区分が 1,300 人、4区分が 400 人、5区分が 1,000 人程度です。

○鈴木委員：

5区分の 1,000 人の 12 箇月分が 11,422 人で、1区分から5区分の合計人数の 12 箇月分が 36,395 人に該当するということですね。

○横道委員長：

市民税の所得割課税額が 256,300 円を超えると、給与所得はどの程度ですか。所得控除等があるので厳密には難しいと思いますが、次回までにおおよその額を教えてください。

○子育て支援課長：

用意します。

○田中委員：

保育料のデータはありますか。

事業の趣旨から見ると、保護者負担の軽減のため補助金が設定されているので、負担がどの程度かという資料も必要です。

○子育て支援課長：

私立幼稚園は各幼稚園で保育料を設定しており、資料として作成はしていませんが、各園の3歳児の入園料と年額の保育料の平均を算出しますと、年間でおおよそ 43 万 5000 円となります。ただし幼稚園は4時間保育ですので、11 時間保育等の保育園と単純に比較するのは難しいです。また、別に、入園料、給食費、バス代、制服など、保育料以外にかかる費用もあります。

○横道委員長：

翌年は、入園料は必要ありませんね。

○子育て支援課長：

4歳児で、入園料を除くと平均で 34 万円程度となります。

○牧野委員：

代替類似サービスに記載されている幼稚園就園奨励費は、どのような補助ですか。

○子育て支援課長：

幼稚園就園奨励費は、国の制度で、国が全体の3分の1を負担して、就園を奨励するという補助金で、本事業による補助金の他にお支払いしています。年額では、1区分で

30万8千円、2区分で27万2千円、3区分で11万5,200円、4区分で6万2,200円です。また、試算で申し上げますと、1区分での保護者補助金は市と都で合わせて、年間13万6,800円、2区分、3区分も同額となります。

○牧野委員：

市の制度が無くなっても国の制度は残るということによろしいですか。

○事務局

国の制度として、国が3分の1、市が3分の2を負担するものです。

○渡辺委員：

そうしますと、区分1では市と都で13万6,800円、その他に就園奨励費補助金が年間30万8千円なので、合計すると約44万円で、幼稚園に通う費用のほとんどがでてしまうということですか。

○子育て支援課長：

1の区分の生活保護世帯や市民税非課税世帯については、実質、保護者負担がないということになります。

○田中委員：

場合によっては保護者負担額よりも増えるというケースもありますか。

○子育て支援課長：

負担額を超えて補助することはありません。

○横道委員長：

西東京市では5,200円ですが、各市とも一律補助ですが、なぜ一律補助となっているのですか。また西東京市の5,200円には何か理由があるのですか。

○子育て支援課長：

合併以前からこの制度はありますが、当時から一律に上乘せしており、理由は不明です。金額については合併時にサービスの高いほうに合わせたことから5,200円となっています。

○鈴木委員：

一次評価の記述で、月々の保育料を上回るケースが増加傾向にあるというのは、計算上、補助合計額が実際にかかった保育料を上回るという意味で、実際には保護者の負担した保育料実額の範囲内で補助するということですか。

○子育て支援課主任：

第3子になりますと生活保護世帯と同じ就園奨励費が出ますので、所得があったとしても保育料を上回る補助金額になるケースがあります。その時には、保育料を上限として補助金額を決定しますので、保育料を超えて補助することはありません。

○事務局：

前回の行政評価における本部評価は、実際に支給していないが、単純に補助額を積み上げると、保育料を上回るケースが出てきているため、制度が実態に合っていないのではないか、ということです。

②類似施設保護者補助事業について

○横道委員長：

続いて、類似施設保護者補助事業について、所管課から事業内容の説明をお願いします。

○子育て支援課長：

《資料3、附属資料に沿って説明》

○横道委員長：

所管課の説明が終わりました。質疑に入ります。

○横道委員長：

幼稚園類似施設とは、具体的にはどういう施設ですか。幼稚園との違いは。

○子育て支援課長：

幼稚園類似施設は、東京都が認定をしている幼児施設となります。幼稚園については認可の基準があり、その基準を満たしていない施設について、東京都が新たに要綱を設置して、その基準を定めています。認可の基準としては、幼児教育を行うことを目的とした施設であることや教育内容が国で定めた幼稚園教育要領に規定する、健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を教育内容とするものです。また、入園資格は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児となっています。その他、学級の編成や各学級に専任の教諭を置かなければならない、といった諸々の細かい基準があり、合致していれば類似施設として東京都が認めるというものです。西東京市での一例としては、ひばりが丘団地にある「たんぽぽ幼児教室」が自治会で運営されている幼児クラブとなります。

○渡辺委員：

保護者の負担はどのくらいですか。

○子育て支援課長：

私立幼稚園と大きくは変わらないようです。この後に無認可幼児施設についても説明しますが、無認可は保育所並みのところもありますし、無認可ならではの特色を出して教育をするということで、人気の高い施設もあると聞いています。

○横道委員長：

都が認定した、幼稚園に近い準幼稚園施設ということですね。

○鈴木委員：

園庭が狭いとか設置基準があっていないとか、そういう理由もあるということですね。「幼稚園どんぐりころころ」というのも類似施設ですか。

○子育て支援課長：

それは無認可幼児施設になります。ただし、都で示している基準と市で示している基準はほとんど変わりありませんので、内容としては、ほぼ同じです。

○横道委員長：

類似施設は全部で何カ所ですか。

○子育て支援課長：

都内で 18 箇所、うち、市内に 3 箇所あります。ただし、幼稚園自体、広域的な観点を持っており、市内から市外の施設に通っている方もいますし、他市から西東京市に通われている方もいます。

○横道委員長：

施設に対する補助ではなくて、人に対する補助で、西東京市に住んでいれば補助するということですか。

○事務局：

そのとおりです。幼稚園は送迎バスを出していますので、他市からいらっしゃっているお子さんもおりますし、その逆もあります。

○横道委員長：

補助額は、私立幼稚園と同じですが、他市も同じ状況ですか。

○子育て支援課長：

そのとおりです。

○田中委員：

公立保育園などに入れなくて幼稚園類似施設あるいは無認可の幼児施設に入園するというケースもありますか。

○子育て支援課長：

そういう方もいらっしゃる可能性はありますが、その幼児施設の教育方針に合っているということで選択されている方が多いと思います。

○事務局：

実態として保育時間の違いがあります。保育園は基本的には朝 8 時や 8 時半から就労時間に合わせて預かりますが、幼稚園は基本的に教育という観点で、朝からお昼までとか 3 時までとなります。100%就労の方にとって保育園の代替えになるかという点と難しいです。そういう意味では幼稚園にいかにか保育事業を担っていただくかが、本市における今後の課題となってきます。

③無認可幼児施設保護者補助事業について

○横道委員長：

続いて、無認可幼児施設保護者補助事業について、所管課から事業内容の説明をお願いします。

○子育て支援課長：

《資料4、附属資料に沿って説明》

○横道委員長：

所管課の説明が終わりました。質疑に入ります。

○横道委員長：

市内には1施設ということですが、具体的にはどのような施設ですか。

○子育て支援課主任：

「幼稚園 どんぐりころころ」という施設で、幼稚園の先生が立ち上げ、一軒家を使って幼児教育を始められた施設です。少人数制と自然の中での外遊び等を特色としています。

○渡辺委員：

平日は何時までですか。

○子育て支援課主任

基本時間は9時30分～14時となっています。その前後で、預かり保育は実施されていると思います。

○横道委員長：

保育料はどのくらいですか。

○鈴木委員：

今、インターネットで調べたところ、月26,000円、入園料15,000円となっています。定員は、1クラス10名です。また、幼稚園類似の3施設のうち2施設はキリスト教系です。次回の委員会の資料として、施設の概要を用意していただけますか。

○事務局：

幼稚園類似施設と無認可幼児施設の施設概要について、次回までに用意します。

○田中委員：

積極的に知的あるいは身体的なハンデを持ったお子さんを受け入れるような施設もあるのでしょうか。

○子育て支援課長：

市としては、保育園同様に幼児教育においても積極的に特別支援を要するお子さんの

預かりをお願いしたいということで、それを担っていただけるよう、総合戦略の位置付けの中で検討しているところです。

○鈴木委員：

幼稚園類似施設は私立幼稚園補助事業と同じ所得基準がありましたが、無認可幼児施設保護者補助事業には所得基準は無いのですか。

○子育て支援課長：

東京都の補助がありませんので、市で一律に補助している事業となります。

○横道委員長：

今後、無認可幼児施設が増える動きはありますか。

○子育て支援課長：

以前は2施設あったのですが、芝久保にあった施設が撤退し、現在1施設となりました。

○田中委員：

たんぽぽ幼児クラブですか。

○子育て支援課長：

そうです。そこは、在園児の保護者の方が、これまで運営していました。

○横道委員長：

幼稚園類似施設は増える傾向にありますか。

○子育て支援課長：

現在は、東京都は認定していないので、増えることはないと思います。

○横道委員長：

現状、保育所は需要が高くなっていますが、幼稚園は少子化で、だんだん苦しくなっていくのでしょうか。

○子育て支援課長：

現在、総合戦略の中に位置付けし、待機児童対策の下支えとして、4時間の教育時間外の朝夕のところで認可保育所並みの預かりをしていただけるように、幼稚園の支援をしながら、頑張っていたきたいということで、検討しています。

○中村委員：

他の自治体では、補助金額の見直しなどの動きはあるのでしょうか。

○子育て支援課長：

保護者補助金の市の上乗せ補助の各市の動向ですが、ほとんどの市が継続実施、無認可幼児施設については、これまで未実施の自治体で、改めて補助をしていこうという方

向性も出てきています。各市とも保育園を増やすにも限界がありますので、幼稚園に頑張ってもらいたいというのが、実情のようです。幼稚園への支援については、各市それぞれ課題があります。西東京市では、すべての幼稚園が新制度に移行しない旧制度のままですので、そういった状況も踏まえて、認定こども園の公定価格の見直しであるとか、就園奨励費の予算の確保など、幼稚園に対する支援の充実について市長会を通じて 26 市全体で要望を挙げているところです。

○横道委員長：
定員の充足率はわかりますか。

○子育て支援課長：
幼稚園ですと定員はまだ空いています。

○横道委員長：
保育所は待機児童が出ていますが、幼稚園はまだ空きがあるということですね。

○子育て支援課長：
幼稚園は 3・4・5 歳ということもあります。保育園も 5 歳児だと地域によっては空きがありますので、西東京市の待機児童数は、平成 28 年 4 月 1 日現在で 154 名となっており、年齢構成でいいますと、0・1・2 歳が約 150 名で、3・4・5 歳は 1 人 2 人という状況ですので、0・1・2 歳の待機児解消に向けて、小規模保育事業を中心に整備を進めているところです。

○横道委員長：
他に質問はよろしいですか。
これにて質疑は終了します。所管課の方はご退出をお願いします。

《所管課退室》

○横道委員長：
今回は、所管課の一次評価や事務局から二次評価を聞いたうえで、様々ご意見をいただき評価を行います。本日は、意見交換をして論点をまとめておきたいと思います。まず、私が意見をまとめますので、他に論点があれば、追加してください。

まず 1 点目は一律補助です。東京都の場合、所得に応じた補助金額が設定されており、特に 5 区分では補助がありませんので、市単独補助の金額が妥当であるかということ、一律に支給することがいいのかということです。2 点目は、幼稚園就園奨励費補助金との関係です。加えて、金額の妥当性に関連して、実際に保護者が負担する保育料との関係や他市の状況等を踏まえて、どうなのかということです。

また、幼稚園類似施設と無認可幼児施設についてどう考えるか。一律補助や金額の妥当性については私立幼稚園と同じ問題ですが、特に無認可をどう扱うかということです。

○田中委員
幼稚園に保育機能を担っていただくことが課題になっているということで、大きくは

基本的な教育を主体にした幼稚園関連事業と、親の就労で保育に欠ける状態に対応する保育事業とを総合的に検討していく必要があると思いました。

○横道委員長：

参考までに、子ども子育て審議会の議論の概略はどのような感じですか。

○事務局：

現在、保育園、幼稚園を含めた子育て全般の検討は行っていません。現在、取組を進めているのは、西東京市は認定こども園に移行する幼稚園がありませんので、保育園に準じた時間で幼稚園に預かっていただくための時間延長と春・夏・冬の休業期間中の受け入れについて西東京市から幼稚園各園にアプローチをして、取り組んでいただけないかという検討をしています。当然、幼稚園では受け入れの体制を整備しなければなりませんので、市が幼稚園に対して運営に係る助成金等をお支払いする必要があると思えます。また、特別に支援を要するお子さんの教育についても幼稚園への受け入れ態勢の強化をお願いしており、現在はこの2本柱で、取組を進めています。

○横道委員長：

幼稚園としても、0・1・2歳児を預かるまでにはならないのではないのでしょうか。

○事務局：

幼稚園は、あくまでも3・4・5歳児が対象です。そのため、小規模の保育所で0・1・2歳児を預かっていただいて3歳に上がるときに幼稚園も含めて3・4・5歳児を受け入れる体制を作っていきたいと考えています。待機児は0・1・2歳児が圧倒的に多いので、その支援が課題となっています。

○田中委員：

一口に0歳児といっても月数によって発達の違いが出てきますし、就労という面から見ると、0歳でも特に産休明け保育の需要が非常に高いです。幼稚園では英語教育を行っているところもありますが、保育園の教育機能ということで、保育園に対する保護者からの要望というものはあるのでしょうか。

○事務局：

保育園の役割は就労を支援し、働きやすい環境を作ることです。保育士の工夫でいろいろなことを学んでいきますが、基本的にお子さんをお預かりするのが主旨です。保育所をただ増やせばよいということではなく、保育士の人数や施設の質といったものが求められています。

○鈴木委員：

次回の論点として申し上げますが、西東京市は、他市とのバランスをとって中位を目指すという方向性なのではないでしょうか、子育て支援を重要視するのであれば、上位であっても市の特色としてアピールできるのではないかと考えます。また、保育園は親の就労のため、幼稚園は子どもの教育のためで、所管が違うので別の議論とはなりますが、子育てに関する西東京市の戦略の中で、補助金額を見直し、0・1・2歳児や特別な支援を充実させるために財源の配分を見直し、といった視点で考えていくと実のある議論にな

ると思います。

○横道委員長：

関連して、次回の資料として幼稚園関連の補助制度の全体像が分かる資料と、各施設の年間の保護者負担費用が比較できる資料を準備いただきたいと思います。

○牧野委員：

幼稚園も人気の高低があり、定員割れをしている幼稚園もあります。今後、預かり保育等の実施状況によっても変わってくると思いますが、幼稚園だけを見た場合、全体需要は減っているのでしょうか。参考として幼稚園の現状がわかるデータはありますか。

○事務局：

幼稚園の定員と充足数の状況ということでよろしいでしょうか。幼稚園の場合、隣接市等に通園しているケースもあり、その逆もありますが、市内の幼稚園の定員数と園児の受入数であれば、資料として用意できると思います。

○渡辺委員：

可能であれば障害児の受け入れについても把握できればありがたいです。

○横道委員長：

他にないようであれば、子育て支援課の3事業については、これで終了します。

④生ごみ電動処理機等購入助成事業について

《所管課入室》

○横道委員長：

続きまして、生ごみ電動処理機等購入助成事業について、所管課から事業内容の説明を求めます。

○ごみ減量推進課長：

《資料5、附属資料に沿って説明》

○横道委員長：

それでは、質疑に入ります。

○牧野委員：

私は、生ごみの無料回収事業に参加していて、生ごみは有料のゴミ袋に入れずに無料で回収していただいているのですが、この事業との関係性や今後の方向性はどのようになっていくのでしょうか。

○ごみ減量推進課長：

生ごみ電動処理機等購入助成事業はごみの減量に向けたツールの一つとして考えています。資源循環の観点からも生ごみの無料回収事業と同時に進めていきたいと考えています。

○牧野委員：

生ごみの無料回収については、今後拡大していく方向ですか。

○ごみ減量推進課長：

事業拡大には財政負担も伴いますので、限度があるものと考えています。生ごみ電動処理機等購入助成事業は生ごみの減量に主眼を置いた事業となっています。

○田中委員：

生ごみの無料回収というのは、剪定枝等の回収のことでしょうか。

○牧野委員：

全世帯ではないですが、申込みによって、家庭から出る通常の生ごみを無料で回収しているものです。

○田中委員：

剪定枝等の回収とは、別の事業ですか。

○ごみ減量推進課長：

剪定枝等の回収は、資源循環の事業として、無料で回収しており、別の事業です。

○横道委員長：

補助対象となる機器が様々あるようですが、どのような機械なのでしょう。

○ごみ減量推進課長：

電動生ごみ処理機は、生ごみを攪拌しながら熱により乾燥させるもので、水分を飛ばすことで、重量が約5分の1に減量されます。価格は大きさにもよりますが4～6万円程度で購入できます。バイオ式電動生ごみ処理機は専用のバイオ基材を使用し、微生物や菌により生ごみを分解処理するものです。価格は6～8万円となります。その他、コンポストやEM菌を使用したEM容器といったものが代表的なものとなります。

○渡辺委員：

私も、生ごみの無料回収事業に参加していますが、通常の可燃ごみには生ごみだけでなくティッシュペーパーやチラシといったものが混ざっているので、その後の処理がどうなるのか気になります。生ごみの回収は生ごみ専門の方が回収するので、とても気持ちが良いです。

○ごみ減量推進課長：

回収した生ごみは、剪定枝、発泡コンクリートを混ぜて、ガーデニング等に利用可能

な軽量土壌として配布し、資源循環に取り組んでいます。

○渡辺委員：

生ごみのリサイクルを拡大するには人件費等、回収経費の課題があるようですが、可燃ごみとして出さないことで、処理場の負担軽減にもつながり、良いことだと思います。生ごみ処理機で減量した後のごみは、どのように処理しているのでしょうか。

○ごみ減量推進課長：

減量後の生ごみは、通常の可燃ごみとして有料の収集袋に入れていただき、回収を行っています。現状の可燃ごみの約 40%が生ごみで、生ごみの約 80%が水分といわれています。水分を飛ばすことで可燃ごみの減量に非常に効果があります。

○渡辺委員：

今後、可燃ごみの中で、生ごみとその他の可燃ごみに分けるということは考えていないのでしょうか。

○ごみ減量推進課長：

現在、チラシやティッシュの箱などの雑紙を可燃ごみから除くことを考えています。

○鈴木委員：

各家庭で生ごみ処理機を利用して水分を飛ばした場合と、水分を含んだままの可燃ごみを処理場で処理する場合とでは、最終的な処理経費としてはどちらが得なのでしょうか。

○ごみ減量推進課長：

焼却場からは、なるべく水分を含まないようにとの指導もあり、可燃ごみの水分が減ることで、火力が強くなり、効率的な処理が可能になるものと考えます。

○渡辺委員：

生ごみ処理機やコンポスト、EM 容器のデメリット等は何かありますか。

○ごみ減量推進課長：

アンケート結果では、多少臭いがするという回答が 30%程度ありました。

○横道委員長：

他市の状況をみると、日野市は助成額が 1 万円上限ですが、助成件数をみると西東京市の 10 倍近い件数となっています。何か理由があるのですか。

○ごみ減量推進課長：

日野市では、市を挙げてダンボールコンポストの普及に力を入れています。比較的安価なため、助成件数が多いものと考えています。

処理場の有無等、自治体によって取組には温度差があり、助成限度額等にも差が出ています。

○田中委員：

事業所管課として、本事業が評価の対象となったことについて、どのように捉えているのでしょうか。

○事務局：

本事業は、今年度の事務事業評価対象事業として、個人向けの補助金・負担金が評価の対象となっているため選定されています。

○横道委員長：

良い取組であっても、全てに補助を出すことはできませんので、見直しは必要です。本事業はいつから実施しているのですか。

○事務局

平成 13 年の合併当初からの事業となります。その後、ごみの有料化もあり、本市ではごみの減量に向けた市民意識が高くなってきています。ごみの排出量も少なく、26 市でも上位にあります。

○横道委員長：

助成件数が平成 25 年度の 79 件から平成 27 年度 56 件に減少していますが、事業開始当初の助成件数はわかりますか。

○ごみ減量推進課長：

平成 13 年度は 173 件、ごみの有料化を開始した平成 19 年度が 405 件、以後、100～200 件と推移し、徐々に減少してきています。

○牧野委員：

生ごみ処理機は設置スペースや電気代等の負担もあるので、生ごみの無料回収が拡大していけば、生ごみ処理機の購入者は減少していくのではないのでしょうか。

○ごみ減量推進課長：

生ごみの水分がなくなり、扱いやすくなるという点で、根強いニーズがあるものと認識しています。

○横道委員長：

生ごみの無料回収事業は、現在、何世帯で実施しているのですか。

○ごみ減量推進課長：

現在、250 世帯で実施しており、そのうち 30 世帯が生ごみ処理機を導入しています。その他の世帯では、生ごみの水切りをしていただいたうえで、回収を実施しています。

○横道委員長：

これにて質疑は終了します。所管課の方はご退出をお願いします。

《所管課退室》

○横道委員長：

生ごみ電動処理機等購入助成事業について総括します。本事業は、個人に対する補助事業であることから評価の対象となっています。評価の視点としては、本事業の効果と市全体のごみ減量や資源循環の取組の中での位置づけ、助成件数の減少、他市の状況といったところがポイントになると思います。

○鈴木委員：

評価の欄で技術的課題という記載があります。使用したことがないので何とも言えませんが、EM菌の効果というのはどうなのでしょう。

○牧野委員：

詳しくは知りませんが、以前からありますね。

○横道委員長：

ダンボールコンポストというのはどういうものですか。

○事務局

ダンボールの中に微生物が含まれる土壌を入れておき、生ごみを入れて攪拌、発酵させることで、堆肥化できるもので、庭やベランダ等に設置できる簡易的なコンポストです。

○横道委員長：

古くはどこの家庭でも庭に穴を掘って生ごみを埋めておけば自然と土に戻っていたのですが、マンションでもできるように改良したものということでしょうか。

○事務局：

臭いについての配慮は必要ですが、マンションのベランダ等でも設置が可能なようです。

○横道委員長：

助成を廃止した場合、生ごみ処理機の購入者がいなくなるのでしょうか。

○事務局：

正確ではないかもしれませんが、新規購入者よりも、継続利用者で、老朽化等による買い替えの際に助成制度を利用される方も多いと伺っています。

○田中委員：

次回の評価の部分になってしまいますが、塩分濃度の高い食べ残しなどを含んだ生ごみは、処理物が堆肥等の利用に適さないといったデメリットもあるようですね。

○牧野委員：

生ごみ処理機に投入する際に、細かく刻んで入れないと、処理に時間がかかったり、完全に分解されないということも利用者から聞いたことがあります。

○田中委員：

自治会等では紙、ダンボール、アルミ缶などを集団回収していて、還元金として結構な金額が収入として入っています。

○横道委員長：

生ごみも業者が買い取ってくれると良いですね。

○横道委員長：

それでは、本事業については終了します。

これで今回の4事業の事業内容説明と質疑が終了しました。次回は、担当課の一次評価説明と事務局から二次評価の説明を受けて、外部評価を進めていきます。事務局には追加の資料について準備をお願いしますが、生ごみ処理機の事業について、追加資料の希望はありますか。

○中村委員：

生ごみの無料回収事業について、現在の事業経費と事業を拡大した場合の想定コストが算出できればお願いします。

○事務局：

了解致しました。

議題3 西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本計画（案）～ について

○横道委員長：

報告事項3「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本計画（案）～について」事務局より報告をお願いします。

○事務局：

《資料6に沿って報告》

○横道委員長：

事務局より報告がありましたが、ご質問等がありますか。

○田中委員：

これまでも意見を述べてきましたが、公共施設等総合管理計画は特定分野の施設ということではなく、まちづくり全般に関わる計画であり、多額の財源を要するものである以上、計画期間は、現在の市の最上位計画である第二次総合計画の計画期間内に設定すべきと考えます。従って、2016～2018年度間を「重点計画期間」、2019～2023年度を「後期計画期間」とし、もし、2033年度までの各施設の整備目標が必要ならば、「計画」とは区別して「見直し」等として提示すべきではないかと思えます。資料の「4. 計画の見直し」の部分で、「総合計画（基本構想・基本計画）の見直し時に内容の整合を図り、基本方針と併せて検証・見直しを行う。」としていながら、なぜ、本「公共施設

設等総合管理計画」策定時点で、「総合計画」との整合を図らないのか、強く疑問を感じます。

○事務局：

これまで同様の回答となりますが、国からの総合管理計画の策定の主旨に沿って、計画期間は少なくとも 10 年以上ということで、基本的な考え方が示されています。施設の耐用年数が長いこともあり、施設の更新需要等を含め、総合計画の計画期間を超えた検討の視点も必要となります。当然、総合計画との整合は重要と考えておりますので、短期として位置付けた重点期間の終期を現行の第二次総合計画の見直しのタイミングに合わせて設定しています。

○鈴木委員：

総合管理計画については、これまでの議論の中で、第 4 次行財政改革大綱で掲げた目指すべき将来像である「将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立」に基づく、総量抑制、老朽化への対応、財政の健全化といった視点が前段にあって、施設保有量の抑制や施設の複合化といった考え方が出てきているはずなので、その点はブレの無いようにお願いしたいと思います。

議題 4 その他連絡事項

○横道委員長：

その他、今後の予定等について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

今回は、外部評価対象 4 事業の評価をお願いします。

開催は、8 月 26 日午後 1 時からとなりますので、よろしくお願いします。

○横道委員長：

本日の会議はこれで終了します。